

國三健康保險事業については原案賛成である。

一第五番(横田壽四郎) 主倉村光栄堂金交付についての事業措置について。

一町長(岸徳次郎) 仮支出とある。

一第三番(村野花平) 児童養育は誰がやるというか。

一町長(岸徳次郎) 民生委員が兼ねている。

一第五番(豊井甲作) 新嘉獎師費は宝殿の成績をよめるためか。

一町長(岸徳次郎) 納税備^費貯蓄は政府に於て奨励しているのと比し、面を町として奨励している。

町税のよじり方

一第五番(豊井甲作) 町税のみねを交付した。

一町長(岸徳次郎) 交付金の内容は事務費の補助と云ふ意味である。

一第六番(田村利一) 警務委員会の結果報告を行ふ。

警務委員会の報告については町長委員長の意見も聴取した。

各項目とも原案賛成である。

一第五番(豊井甲作) 消防費については家屋も燃えて来たので貯水池の設置も多くなつて来たところだが、この

貯水池の地代をよめるところも金もあり、木柵ついてもある。で、一括して最上限の額を計上して

もらいた。

一町長(岸徳次郎) 今回の金は地代をいふ地主が道に設けられたものが多く、最近の様に税金

も柵ついてもあり、木柵であるので何罪か、二枚に契約したいと考へている。

一議長(加藤市義) 各委員の審議の結果も委員長から報告されたが、異議がないから、これを

会議に諮り、全会一致原案賛成につき決定する旨を告げる。

会議録署名議員選挙

一議長(加藤市義) 署名議員の選挙は指名推薦により指名者を議長とする旨を告げ、会議に

諮り、異議がないから指名推薦によることに決する旨を告げる。

一議長(加藤市義) 上の者を指名し、一名毎に会議に諮り、異議なく決する。



田村福一 高橋三郎 森田村字一

一議長(加藤中表)三議長(市村中表)を以てする

一議長(加藤中表)正議長を以てするを以てする

午後三時二十分

古会議の議案を録しその相違なきを証するたの二に署名する

昭和二十五年三月三十日

福生町議会議長

田村福一

高橋三郎

森田村字一

田村福一
高橋三郎
森田村字一



昭和二十五年福生町議会議事録

昭和二十五年五月十七日福生町議会議臨時会福生町役場第一会議室に招集あり

一此招議の如し

第一番 並木 伸 第十五番 田村 福一

第二番 兒島 信一 第十六番 高橋 三郎

第五番 横田 泰三 第十六番 森田 幸三

第七番 天野 田三 第十九番 森田 誠重

第七番 田村 信 第二十一番 村野 花平

第九番 村尾 昌三 第二十三番 平井 初五郎

第十三番 高水 藤太郎 第二十四番 野井 伊作

第十三番 設楽 美知 第二十五番 田村 利一

第三番 第五番 第六番

一、会議の事件に付

一、福生町吏受懲戒審査委員の任命につき同意を求むる件

二、収入役選任につき同意を求むる件

三、散賣住宅移転に関する件

四、随筆契約締結に関する件

五、福生町役場事務令掌條例改正の件

六、寄附受領の件

七、福生町税及井、賦課金條例の一部改正の件

八、福生町税及井の賦課金條例の特例に関する條例設置の件

九、一時借入金に限度額の増額の件

一、議長（加藤市参）五月十六日午後一時三十分開会を宣す

一、地方自治法第五十條の規定による議長の請求により出席した者におし

町長岸徳次郎 町役川窪金吉、齋藤吉五郎

主事小田勇

一、本会の書記におし

囑託 佐藤三郎

一、議長（加藤市参）午後一時三十分開会を宣す

一、出席議員の如し

並木伸敏 児島信一 横田壽照 天野由三

田村信 村島昌三 高水藤太郎 設楽美知

田村福一 高橋三郎 森田幸吉 森田誠重

村野茂平 平井初五郎 豊井甲作 田村利一

一、議長（加藤市参）本会の会期を一日とする旨を告ぐ

日程第一（議案第三十三号）福生町吏受懲戒審査委員の任命につき

同意を求むる件

一議長(加藤市参) 本件を議題とする旨を告げる

書記朗読

一市長(岸徳太郎) 徳政審査委員は三月三十一日任期満了につき分任に議案に在る者を任命したから同意願いたい旨を述べらる。

一議長(加藤市参) 本件につき異議がないかを会議に諮り全会一致につき同意と決定し日を告げる。

日程第三(議案第三四号) 収入役選任につき同意を求むる件

一議長(加藤市参) 本件を議題とする旨を告げる。

書記朗読

一市長(岸徳太郎) 現在の収入役は来る四月三十日任期満了につき引き続き選任したいから同意願いたい。

一第十八番(森田幸彦) 収入役の停年はあるか

一市長(岸徳太郎) 収入役には停年なし

一議長(加藤市参) 本件につき異議がないかを会議に諮り全会一致につき同意と

決定する旨を告げる。

日程第三(議案第三五号) 散策住宅修繕に関する件

一議長(加藤市参) 本件を議題とする旨を告げる。

書記朗読

一市長(若藤孝太郎) 第三の散策住宅修繕にあらうと取組まざる定めたが散策住宅を三、四戸のかりしを当分使用中であるためかつたので修繕したい旨を述べらる。

一第十八番(設楽美知) 本件につき異議なし

一議長(加藤市参) 第十八番の議に付て会議に諮り全会異議がないから衆議院に決定する旨を告げる。

日程第四(議案第三十五号)隨意契約締結に關する件

一議長(加藤市表)本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一町長(岸徳次郎)本工事については前の協議会に於て予め承認を得たので事前承諾の形にて承認したものである旨を述べらる。

一議長(加藤市表)本件について同意議がないかを合議に諮り、全会一致にて承認通過し決定する旨を告げる。

日程第五(議案第三十七号)福生町役場事務令常係例改正の件

一議長(加藤市表)本件を議題とする旨を告げる。

書記 朗読

一町長(岸徳次郎)税制改革により税務事務機構を強化し事務令常の改正を必要とするに付した旨を述べらる。

一第三番(田村利一)東京警察令の改正について

一議長(加藤市表)第三番議案について同意議に諮り、全会一致にて承認通過し決定する旨を告げる。

日程第六(議案第三十八号)本町受領の件

一議長(加藤市表)本件を議題とする旨を告げる。

書記 朗読

一町長(岸徳次郎)第一号及び第二号のPTA及第三号の度PTA並に組福を出張所より別紙の通り夫々の附の申出があったので受領した旨を述べらる。

一議長(加藤市表)本件について同意議がないかを合議に諮り、異議がないから承認通過し決定する旨を告げる。

日程第七(議案第三十九号)福生町税及共済課主税條例の一部改正の件

一議長(加藤市表)地方税法改正の件を議題とする旨を告げる。

書記朗読

一、市長(岸徳太郎) 地方税法改正への円滑な移行を図るため、税額を滞りなく改正を必要とするので、案件を提案した次第であることを説明する。

一、第三番(設楽栄和) 附則の説明を願いたい。

一、白田主事 説明する。

一、議長(加藤市義) 案件について異議がないかを会議に諮り、全会一致につき原案通り決定する旨を告げる。

日程第八(議案第三十号)

福生町税及その賦課率に條例、府例に準ずる條例設置の件

一、議長(加藤市義) 案件を議題とす旨を告げる。

書記朗読

一、市長(岸徳太郎) 地方税法の一部を改正する等の法律及東京都税條例等の府例に準ずる

條例の公布により、町税の増徴に必要とするに当たって、案件を提案した次第である旨を説明する。

一、議長(加藤市義) 本原案について異議がないかを会議に諮り、異議がないから原案通り決定する旨を告げる。

日程第九(議案第三十一号) 一時借入金、限度額の増額の件

一、議長(加藤市義) 案件を議題とす旨を告げる。

書記朗読

一、市長(岸徳太郎) 町税増徴の繰延べ、改正地方税法の不成立のため、入に不足を生じたので、限度額を増額を提案した旨を述べ、

一、議長(加藤市義) 原案について会議に諮り、異議がないから原案通り決定する旨を告げる。

会議録署名議決送付

一、議長(加藤市義) 署名議決の送付は、指名推薦により指名者を議長とする旨を告げ、会議に

諮り異議がないから指名推薦によることに決する旨を告げる。

一議長(加藤市兼)右の者を指名し「各毎に会議に諮り異議なく決する

森 田 幸義 森 田 誠重 村野花平

一議長(加藤市兼)会議を閉する旨を告げる

一議長(加藤市兼)本議会を閉会する旨を告げる

午後 二時三十分

右会議の終末を録しその相違ないことを証するたの二に署名する

昭和二十五年五月十六日

福生町議会議長

同 議員

森 田 幸 義



同

森 田 誠 重



同

村 野 幸 平



昭和二十五年福生町議会(定例)会議録

一 昭和二十五年六月二日福生町議会定例会を福生町役場第一会議室に招集する

一 應招議員名如し

第一番 並木 伸 第二番 高水 藤太郎

第二番 見島 信一 第三番 設楽 美知

第五番 横田 壽昭 第六番 田村 福一

第六番 天野 由三 第七番 高橋 三郎

第七番 田村 信 第八番 森田 幸義

第八番 高橋 伸義 第九番 森田 誠重

第九番 村野 昌三 第十番 羽村 栄吉

第十番 杉 麻 貞 第十一番 村野 茂平

第十一番 加藤 市兼 第十二番 平井 初五郎

第三番 井上岩太郎 第五番 磯村武夫
 第三番 豊井甲作 第七番 田村利一

職員 第三番 第五番

一、会議の事休むに如し

一、基本財産受入の件

二、鉄道横断排水溝設置工事施行の件

三、基本財産の受入処分

四、昭和三十五年福生町入不支出加算正算案

五、福生町職員共済組に入会する條例設置の件

一、議長(加藤市参)六月三十日午後二時開会を宣す

一、昭和三十五年福生町入不支出加算正算案の件

町長 岸徳太郎 町役 川窪金吉 主事 内田 勇



一、本会の書記を如し

書記 大野忠一、佐藤三郎

一、議長(加藤市参)午後二時五十分開議を宣す

一、出席議員の如し

並木作松 見島信一 横田壽照 天野由三

田村信 高橋角策 村尾昌三 杉森真

加藤市参 高水藤太郎 飯島美知 田村福一

高橋三郎 森田幸義 森田誠重 羽村栄吉

村野長平 平井初太郎 井上岩太郎 豊井甲作

磯村武夫 田村利一

一、議長(加藤市参)本会の会期を一日とする旨を告ぐ

日程第一(議案第五号)基本財産処分

一議長(加藤市長)本件を議題とする旨を告ぐ

書記朗読

一市長(菅澤波郎)此の件については先般の協議会で承認して載っておりますが、二に正式に提案
したものである旨を説明する。

一議長(加藤市長)本件については異議ないから会議上認り全全一致賛成につき原案(由)
に決定する旨を告げる。

日程第二(議案第三十三号)鉄道横断排水溝設置工事施行の件

一議長(加藤市長)本件を議題とする旨を告げる

書記朗読

一助役(川達金吉)本件の排水横断は二ヶ所であるの中、南新道については既に排水溝工事は承
認されて施行している個所であるが、鉄道用地を横断しなくてはならないのと、志保の地内も既
に排水は鉄道の牛前までできていたが、二ヶ所を延長横断すれば附近の排水も完全になる

個所がある旨を説明する。

一第三十番(森田幸次)此の工事の用意について地元からの要請はない。他には緊急を要する排水
溝もあると聞きながら、その要の説明を願いたい。

一助役(川達金吉)此の横断工事については地元方面はお賛成していない。尚志保及南新道共平常
から排水が悪く特に志保方面については農作物が水に漬かる等の要もたてられているが、

一第三十三番(井上芳次郎)地元としては是非施行してほしいところであるから賛成である。

一第三十四番(森井甲作)地元としても要の申出があつたが、此の横断排水が出来れば附近一帯の排
水も此処に集中するので決定したら東に進捗したい。

一第三十五番(沢村武夫)南新道の今については排水先で困る人はないが、

一助役(川達金吉)既設の排水溝があるが、不備な個所が多いので修理する予定である。

此の改修工事については提案していないが、此の際承認しておいてもらいたい。

一第三十六番(森井甲作)原案賛成である。

一議長(加藤市義)第百番説に「この議に諮り、全町果議がないから原案通り決定する」と告げる。

日程第三(議案第三四号)「甚だ財産の変更及び令の件」

一議長(加藤市義)「本件を議題とする旨を告げる」

書記朗読

一町長(岸徳次郎)「農地開放による買上げられた農地証券を売却し現金騰立に変更したい」

一議長(加藤市義)「本件について賛成か否かを会議に諮り至令一致につき原案通り決定する旨を告げる」

日程第四(議案第三五号)「昭和三十五年愛媛県入方出追加更正事業の件」

一議長(加藤市義)「本件を議題とする旨を告げる」

書記朗読



一町長(岸徳次郎)「初年度編成の時は税制改正による更正を6月に提案する予定で

あったが、税制改正も不成立となったため、差し出さるべきものがあり、入方についても確定申告も見込め、二、三の追加更正事業も提案次第であります」

一第五番(田村福一)「都府知金の中、有都建設費、仮設校舎費、金庫費、全部に決まれば相

当計上される様であるが、交付額がよいようである。尚、土木費世帯七万月はお悉

淋水灌工事費か

一町主事「都府知金は既に交付された金額である。土木費は既に計上しているから、これに

五万月の工事費である」

一第三番(平井初太郎)「平井交付金は交付されたか」

一町主事「第四号の町長第三四号の月交付される予定である」

一第三四番(島井甲作)「民衆教育費は人口一三、〇〇〇人以上の町村のみで、聞いたが、その町村は二

の費用だけ、余分の負担をするのか」